



目 次

告 示	ペー
○鳥獣捕獲等事業の認定 (鳥獣対策課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示 (治山林道課)	1
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	2
◎告示 (高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正 (")	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	3
高知県教育委員会告示	
◎高知県保護有形文化財の指定の解除及び告示 (高知県文化財保護条例の規定による文化財の指定)の廃止 (教育委員会事務局文化財課)	3
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	3

告 示

高知県告示第280号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

平成28年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般社団法人高知県猟友会
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
高知市上町二丁目7番2号

3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

高橋 徹

4 認定年月日

平成28年4月19日

高知県告示第281号

平成28年3月高知県告示第143号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

土佐郡地藏寺村西石原

イ 氏名

窪内 徳太郎

(2)ア 登記簿記載の住所

土佐郡土佐町西石原

イ 氏名

窪内 徳太郎

(3)ア 登記簿記載の住所

須崎市浦ノ内下中山160番地

イ 氏名

中越 靖

(4)ア 登記簿記載の住所

徳島市新蔵町一丁目93番地

イ 氏名

和泉 誠人

(5)ア 登記簿記載の住所

長岡郡大豊町梶ケ内41番地

イ 氏名

坂口 晋

(6)ア 登記簿記載の住所

長岡郡大豊町梶ケ内526番地

イ 氏名

桑名 幸喜

(7)ア 登記簿記載の住所

長岡郡大豊町立川上名1117番地

イ 氏名

石川 丑太郎

(8)ア 登記簿記載の住所

長岡郡大豊町立川下名749番地

イ 氏名

川井 信二

(9)ア 登記簿記載の住所

長岡郡大豊町立川下名749番地

イ 氏名

川井 晴子

(10)ア 登記簿記載の住所

高知市北本町四丁目6番7号

イ 氏名

岩崎 行尚

(11)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村南野山60番地

イ 氏名

筒井 安兵衛

(12)ア 登記簿記載の住所

香美市物部村押谷356番地2

イ 氏名

法光院 利勝

(13)ア 登記簿記載の住所

土佐郡土佐町西石原509番地

イ 氏名

河村 忠則

(14)ア 登記簿記載の住所

宿毛市沖の島町母島1741番地

イ 氏名

上村 雅俊

(15)ア 登記簿記載の住所

高知市薊野1395番地7

イ 氏名

中越 正雄

(16)ア 登記簿記載の住所

高岡郡樽原町樽原東乙2261番地

イ 氏名

中越 定春

(17)ア 登記簿記載の住所

高岡郡樽原村越知面東分2924番地

イ 氏名

川上 柳太郎

(18)ア 登記簿記載の住所

高岡郡樽原村越知面東分2924番地

イ 氏名

川上 福則

(19)ア 登記簿記載の住所

高岡郡樽原村越知面東分2541番地

イ 氏名

川上 久吉

(20)ア 登記簿記載の住所

<p>高知市南はりまや町二丁目1番20号</p> <p>イ 氏名 宮本 隆義</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村鹿敷</p> <p>イ 氏名 浜田 條右エ門</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村532番地1</p> <p>イ 氏名 浜田 末喜</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町竹ノ谷436番地</p> <p>イ 氏名 黒川 利長</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町竹ノ谷815番地</p> <p>イ 氏名 平野 重喜</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町竹ノ谷992番地</p> <p>イ 氏名 黒川 花見</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川東津賀才75番地</p> <p>イ 氏名 酒井 義清</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町坂本605番地</p> <p>イ 氏名 渡辺 利久</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 高知市廿代町2番1号</p> <p>イ 氏名 入交石油株式会社</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 高知市旭天神町38番地</p> <p>イ 氏名 片岡 一平</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村上名野川86番地</p> <p>イ 氏名 片岡 頼信</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 香川県善通寺市中村町151番地1</p>	<p>イ 氏名 藤原 義志</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別</p> <p>イ 氏名 近沢 林弥</p> <p>(33)ア 登記簿記載の住所 高知市旭天神町105番地</p> <p>イ 氏名 一条 進一</p> <p>(34)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1813番地</p> <p>イ 氏名 国友 世喜治</p> <p>(35)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 国友 常三郎</p> <p>(36)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川東津賀才1307番地</p> <p>イ 氏名 岡林 豊</p> <p>(37)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別1297番地</p> <p>イ 氏名 國友 於虎</p> <p>(38)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別137番屋敷</p> <p>イ 氏名 國友 徳馬</p> <p>(39)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別</p> <p>イ 氏名 国友 徳馬</p> <p>(40)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1584番地</p> <p>イ 氏名 沢近 林弥</p> <p>(41)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡3057番地</p> <p>イ 氏名 佃 健幸</p> <p>(42)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁426番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>織田 好和</p> <p>(43)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁594番地</p> <p>イ 氏名 織田 永生</p> <p>(44)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁424番地</p> <p>イ 氏名 小田 伊佐義</p> <p>(45)ア 登記簿記載の住所 神戸市兵庫区荒田町三丁目154番地</p> <p>イ 氏名 上野 宏明</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 広島市安佐北区倉掛二丁目5番29号</p> <p>イ 氏名 米沢 善脩</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所 神戸市長田区西代通一丁目1番5号マルキュウビル501号</p> <p>イ 氏名 植田 義人</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>平成7年12月農林水産省告示第2096号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p> <p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第282号</p> <p>昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成28年5月16日から施行する。</p> <p>平成28年5月13日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>別表の1 指定金融機関の表中</p> <table border="1" data-bbox="1478 1228 2105 1300"> <tr> <td>「</td> <td>〃</td> <td>中村駅前</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>」</td> <td>〃</td> <td>赤岡</td> <td>〃</td> <td>香南市</td> </tr> </table> <p>昭和50年10月15日</p> <p>昭和39年4月1日</p> <p>」</p> <p>を</p> <table border="1" data-bbox="1478 1404 2105 1452"> <tr> <td>「</td> <td>〃</td> <td>赤岡</td> <td>〃</td> <td>香南市</td> </tr> </table>	「	〃	中村駅前	〃	〃	」	〃	赤岡	〃	香南市	「	〃	赤岡	〃	香南市
「	〃	中村駅前	〃	〃													
」	〃	赤岡	〃	香南市													
「	〃	赤岡	〃	香南市													

格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

	る知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教	

	習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,450円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,700円）
 - イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,950円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,400円、大型自動車第二種免許等12,750円）
- 4 その他
 審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許セン

ター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。